

○ 少年補導票作成要領について（通達）

〔平成23年3月23日少乙達第17号〕  
警察本部長から関係所属長宛て

- 対号1 平成20年12月25日付け少乙達第56号「不良行為少年の補導について（通達）」
- 対号2 平成20年12月25日付け少乙達第57号「少年補導票の作成要領について（通達）」
- 対号3 平成20年12月25日付け少乙達第53号「少年補導票の作成に係る当面の措置について（通達）」
- 対号4 平成23年3月23日付け少乙達第16号「不良行為少年の補導についての一部改正について（通達）」

少年補導票の作成要領については、対号2に定められているところであるが、今般、対号4のとおり不良行為少年の補導について見直しを行ったことに伴い、「少年補導票作成要領」を別添のとおり全部改正することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって対号2及び対号3は廃止する。

本通達は平成23年4月1日より施行する。

## 少年補導票作成要領

### 第1 少年補導票各欄の記載要領

#### 1 少年欄

##### (1) 氏名

少年の氏名を記載し、フリガナを付する。この場合、「氏」と「名」の間を1文字分あけて記載する。

**注1** 外国人氏名は、少年から聞き取った英語表記をラストネーム、ファーストネーム及びミドルネームの順でそれぞれの間を1文字分あけて記載し、フリガナを付与する。

2 上記1により記載することができない場合は、現地語の音によりカタカナで記載する。この場合、長音記号「ー」を用いることとし、ハイフン「-」は使用しない。

3 カタカナで記載する外国人で、漢字表記ができる場合には、カタカナの後に括弧書きで漢字で記載することができる。ただし、警察庁情報管理システムによる少年事件書類等作成業務により作成する場合には、印刷後に手書きで書き添える。

#### 日本人の場合

[記載例1] 少年の氏名が喫煙一郎の場合

少年の氏名	キツエン 仔ロウ 喫煙 一郎
-------	-------------------

[記載例2] 少年の氏名が飲酒エリカの場合

少年の氏名	インシュ エリカ 飲酒 エリカ
-------	--------------------

#### 外国人の場合

(英語表記での記載)

[記載例1] 少年の氏名が英語表記で、Robert (ファースト)・K (ミドル)・Jason (ラスト) (ロバート・ケイ・ジェイソン) の場合

少年の氏名	ジェイツン ロバート ケイ Jason Robert K
-------	---------------------------------

(カタカナでの記載)

[記載例2] 外国人で英語表記できない場合

少年の氏名	シン ハイカイ
-------	---------

[記載例3] 外国人で英語表記できない場合

少年の氏名	シン ハイカイ (深 徘徊)
-------	----------------

(2) 住所

少年の住居地について、住所表示で記載する。ただし、丁目等は算用数字で記載する。また、マンション、アパート等の場合は、その名称及び室名まで記載する。

[記載例] 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 霞ヶ関ハイツ110号室

(3) 少年の携帯

少年の携帯電話番号を記載する。電話がない場合又は電話番号が不明の場合は空欄とする。

(4) 生年月日及び年齢

少年の生年月日を和暦で記載する。年齢は補導時の満年齢を記載する。

(5) 性別

少年の性別を記載する。

(6) 学校又は勤務先

在学する学校又は勤務先の名称をできる限り詳しく記載する。

ア 学年・組

学年及び組を記載する。

イ 電話

学校又は勤務先の電話番号を記載する。電話がない場合又は電話番号が不明の場合は空欄とする。

## 2 学職欄

別表「少年補導票における区分一覧表」の「1 学職別」の区分に従い、該当するものを記載する。

## 3 保護者欄

(1) 氏名

当該少年を現に監護する者について、氏名を記載する。

(2) 住所

前記1(2)の要領で記載する。ただし、「少年と同居」等省略した記載をしてもよい。

(3) 自宅電話

少年の自宅電話を記載する。電話がない場合又は電話番号が不明の場合は空欄とする。

(4) 年齢、職業及び続柄

保護者の年齢、職業及び続柄を記載する。続柄は少年からみたものとする。

#### 4 行為種別

別表「少年補導票における区分一覧表」の「2 行為種別」の区分に従い、該当するものを記載する。複数の種別の行為がある場合は、主たる行為種別のほか、従たる行為種別を記載する。(3種類まで。)

#### 5 行為場所欄

別表「少年補導票における区分一覧表」の「3 行為場所」の区分に従い、該当するものを記載する。その他を選択した場合はその名称等を記載する。

なお、次に掲げる行為場所の定義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 「11 公営競技場」

競馬場、競輪場、競艇場及びオートレース場(専用場外及び場間場外の発売所を含む。)をいう。

(2) 「16 コンビニエンスストア」

おおむね深夜又は夜間に営業することを常態とするセルフサービス式の比較的小規模の店舗で、食料品、雑貨類等の物品を販売するものをいう。

(3) 「23 風俗営業(接待飲食等営業所)」

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)第2条第4項に規定する営業の営業所をいう。

(4) 「24 性風俗関連特殊営業(店舗型性風俗特殊営業所)」

風営適正化法第2条第6項に規定する営業の営業所をいう。

(5) 「25 性風俗関連特殊営業(その他)」

風営適正化法第2条第7項から同第10項に規定する性風俗関連特殊営業及び第11項に規定する接客業務受託営業の事務所、営業所等をいう。

(6) 「26 カラオケボックス」

カラオケ設備を有する個室を設け、当該個室を客に利用させる営業所(他の営業(深夜飲食店、飲食店等)と兼業している場合及びゲームセンターやボウリング場と併設されている場合を含む。)をいう。

#### 6 発見日時欄

当該少年を発見した日時を記載する。

#### 7 発見場所欄

発見場所の所在地を、次により記載する。

(1) 発見場所の所在地を記載する場合は、住所表示で記載する。ただし、丁目等は算用数字で記載する。

(2) マンション、アパート、ホテル、旅館、スーパーマーケット等の場合は、その名称(店舗名)まで、駐車場の場合は、その名称(〇〇パーキング、□□駐車場等)

まで記載する。

- (3) 道路上である場合は「丁目、番・番地、号先路上」と記載する。マンション等の目標物がある場合は「〇〇マンション前路上」等と記載する。

[記載例] 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 ジェイピーストアー前路上

## 8 グループ関係欄

- (1) 補導人員

別表「少年補導票における区分一覧表」の「4 補導人員」の区分に従い、該当するものを記載する。

- (2) 同時補導少年氏名

当該少年と同時に補導した他の少年がある場合は、その氏名を記載する。

なお、同時に補導した少年が多数あり、同時補導少年氏名欄に記載しきれない場合は、その少年の氏名を「連絡上の参考事項」欄に記載する。

- (3) グループ加入

ア グループ加入

別表「少年補導票における区分一覧表」の「5 グループ加入」の区分に従い、該当するものを記載する。

なお、非行集団及び不良行為グループの定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- a 非行集団

少年を主とする3人以上の継続的な集団であって、構成員の非行を容認、助長し、かつ、非行により構成員間の連帯を強める性格のものをいう。

- b 不良行為グループ

不良行為を繰り返している少年を主とするグループであって、非行集団に至らないものをいう。

イ グループ名

グループの名称を記載する。

なお、明確な名称を有しないグループについては、連絡上の参考事項欄に「いわゆるチーマー」「遊び仲間」等と記載する。

## 9 連絡上の参考事項欄

補導時における当該少年の態度その他参考事項を記載する。

## 10 作成年月日欄

当該少年補導票を作成した作成年月日を記載する。

## 11 作成者欄

当該少年を発見した警察職員が作成者となる。作成者は、その係又は交番若しくは駐在所名、階級（警察官以外の警察職員にあつては、職名。以下同じ。）及び氏名を記載して押印する。

なお、氏名の末尾に警察電話番号を記載する。

## 12 連絡欄

(1) 連絡区分

別表「少年補導票における区分一覧表」の「6 連絡区分」の区分に従い、保護者等に対する連絡について作成者が必要と認めたものを記載する。

(2) 審査

連絡要否判断者が、(1)の連絡区分による連絡の要否を審査し、その旨を記載する。

(3) 連絡要否判断者

連絡の要否を判断した者の氏名を記載する。

(4) 連絡月日

連絡した月日を記載する。

(5) 被連絡者

連絡の相手方となった者の氏名、続柄等を記載する。

(6) 連絡状況

連絡した者が、被連絡者の対応状況等及び保護者の携帯電話番号について記載する。電話がない場合又は電話番号が不明の場合は空欄とする。

(7) 連絡者

連絡した者の氏名を記載する。

**13 索引番号欄**

少年カードの索引番号記載要領に準じて記載する。

**14 作成番号欄**

警察庁情報管理システムによる少年事件書類等作成業務に入力した際に自動付与される月毎の一連番号を少年係が記載する。

**15 作成所属欄**

作成者の属する所属を記載する。

**16 保管署欄**

当該少年の住居地を管轄する警察署を記載する。

**17 作成所属決裁欄**

作成者が属する所属の長の決裁を受ける。

なお、警察署においては、少年警察部門以外の警察職員が作成した場合は、当該部門の幹部の決裁を経ることについても配慮する。

**第2 少年が所持していた物件の措置**

不良行為少年の補導に当たって、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見し、当該物件を所持しないよう必要な注意又は助言を行ったときに、そのてんまつを明らかにするために作成する。

**1 少年が返還し、又は預けた物件欄**

不良行為少年の補導に際し、保護者等に対する連絡を行い保護者等が呼び出し等に応じた場合で、その場において当該少年が当該物件を所有者その他権利者に返還し、又は保護者等に預けたときに作成する。

(1) 品名

少年が返還し、又は預けた物件の品名を少年補導票の作成者が記載する。この場合において、余白には斜線を引き押印する。

(2) 数量

品名欄に記載した物件の数量を少年補導票の作成者が記載する。この場合において、余白には斜線を引き押印する。

(3) 受領者

少年から物件の返還を受けた所有者、その他権利者、又は物件の預けを受けた保護者等が記入し押印する。

受領者から記入、押印が得られなかった場合は、少年補導票の作成者がその旨を記載する。

(4) 立会者

物件の返還又は預けに際し、立ち会った者が記入し押印する。この場合において警察職員以外の立会者がいるときは、その者に上段の記入、押印を求める。

警察職員以外の立会者から記入、押印が得られなかった場合は、少年補導票の作成者がその旨を記載する。

## 2 少年が任意に廃棄した物件

不良行為少年の補導に際し、その場において当該少年が当該物件を任意に廃棄したときに作成する。

(1) 品名

前記 1 (1)に同じ。

(2) 数量

前記 1 (2)に同じ。

(3) 立会者

物件の任意の廃棄に際し、立ち会った者が記入し押印する。この場合において警察職員以外の立会者がいるときは、その者に左欄の記入、押印を求める。

警察職員以外の立会者から記入、押印が得られなかった場合は、少年補導票の作成者がその旨を記載する。

## 3 上記以外の措置を講じた物件

不良行為少年の補導に際し、前記 1 及び 2 以外の措置を講じたときに作成する。

(1) 品名

前記 1 (1)に同じ。

(2) 数量

前記 1 (2)に同じ。

(3) 措置の内容

前記 1 及び 2 以外の措置(当該少年に対し、当該物件を保護者等へ預けるよう助言するにとどめた場合等)をとった警察職員がその内容を記載する。

(4) 措置者

措置の内容を記載した警察職員が記載し押印する。

### **第3 暫定措置**

当県においては、警察庁情報管理システムによる少年補導票作成のための必要な体制が整備されるまでの暫定措置として、補導担当者が別記様式「少年補導票」を作成し、所要の決裁を経た後、当該少年補導票に基づいて少年係が同システムへのデータ入力を行うものとする。



## 別表

### 少年補導票における区分一覧表

#### 1 学職別

01 未就学、02 小学生（公立）、03 小学生（私立）、04 中学生（公立）  
05 中学生（私立）、06 高校生（公立）、07 高校生（私立）、08 大学生（公立）  
09 大学生（私立）、10 その他の学生、11 有職少年、12 無職少年

#### 2 行為種別

01 飲酒、02 喫煙、03 薬物乱用、04 粗暴行為、05 刃物等所持  
06 金品不正要求、07 金品持ち出し、08 性的いたずら、09 暴走行為  
10 家出、11 無断外泊、12 深夜はいかい、13 怠学、14 不健全性的行為  
15 不良交友、16 不健全娯楽、17 その他（火遊び）

#### 3 行為場所

01 自宅、02 友人・知人宅、03 路上（繁華街）、04 路上（自動車内）  
05 路上（その他）、06 学校、07 公園・寺社、08 遊園地  
09 スケート・ボウリング場、10 映画館・劇場、11 公営競技場、12 行楽地  
13 駅構内、14 列車等公共交通機関内、15 デパート・スーパー  
16 コンビニエンスストア、17 深夜飲食店、18 喫茶店、19 その他飲食店  
20 旅館・ホテル、21 風俗営業（遊技場）、22 風俗営業（ゲームセンター）  
23 風俗営業（接待飲食等営業）、24 性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業所）  
25 性風俗関連特殊営業（その他）、26 カラオケボックス、27 その他

#### 4 補導人員

01 単独、02 2人以上5人未満、03 5人以上10人未満、04 10人以上

#### 5 グループ加入

01 不加入、02 非行集団、03 不良行為グループ

#### 6 連絡区分

01 保護者連絡、02 学校連絡、03 職場連絡



# 少年補導票

* 作成番号		年 月 日 号										索引		署長(課長)			
作成所属										保管署						副署長等(次席)	
石川県 署・課										庁道府県 署							
少年	氏名											住所		少年の携帯 ( )			
	生年月日	平成 年 月 日 生										学校 又は 勤務先		学校 年 組			
	性別	1. 男 2. 女 年齢 歳										電話 ( )		刑 事 官			
	学職別	01 小学生 02 中学生 03 高校生 04 大学生 05 有職少年 06 無職少年 07 未就学 08 公 09 私 10 公 11 私 12 公 13 私 14 公 15 私 16 公 17 私 18 公 19 私 20 公 21 私 22 公 23 私 24 公 25 私 26 公 27 私										保護者		課長(補佐)			
行為種別	01 飲 02 喫 03 薬 04 粗 05 刃 06 金 07 金 08 性的 09 暴 10 家 11 無 12 深夜 13 怠 14 不 15 不 16 不 17 その他										住所		主任				
行為場所	01 自宅 02 友人・知人宅 03 路 04 上 05 学 06 公園・社寺 07 遊園地 08 スケート・ホーリング場 09 映画館・劇場 10 公営競技場 11 行楽地 12 駅構内 13 列車等公共交通機関内 14 デパート・スーパー 15 コンビニエンスストア 16 深夜飲食店 17 喫茶店 18 その他飲食店 19 旅館・ホテル 20 風俗営業 21 遊技場 22 ゲームセンター 23 営業所 24 接待飲食等 25 店舗型風俗 26 性風俗営業 27 その他										職業		係 長				
発見日時		年 月 日 ( ) 曜日 時 分頃															
発見場所		石川県 市 郡 町															
グループ関係	人員	1・単独 2・2人以上5人未満 3・5人以上10人未満 4・10人以上															
	グループ加入	1・不加入 2・非行集団 (グループ名 ) 3・不良行為グループ (グループ名 )															
連絡上の参考事項		少年が所持する物件等の措置												裏面に記載のこと			
作成年月日		平成 年 月 日															
作成者		係 階 級 氏 名 警 電												交番(駐在所) 印 ( )			
連絡	連絡区分	1 保護者連絡 2 学校連絡 3 職場連絡															
	* 審査	要 否															
	連絡月日	月 日 時															
連絡状況		連絡者 印												* 連絡要否判断者 印			
		保護者等の携帯電話 ( )															

別記様式(裏面)

【少年の所持物件等の措置】

**①少年が返還し、又は預けた物件**  
保護者等に連絡を行い、保護者が呼び出し等に応じた場合で、その場において少年が物件を所有者その他権利者に返還し、又は保護者等に預けた時に記載する。

品名	数量	品名	数量
受領者(保護者等)		立会者(返還・受領に立ち会った者)	
上記物件の(返還・預け)を受け受領しました。 ※返還・受領のいずれかに○を付ける。		※警察職員以外の者が記入押印住所	
平成 年 月 日		続柄等	
住所		氏名	印
続柄等		※警察職員が記入押印所属	
氏名	印	階級	
		氏名	印

**②少年が任意に廃棄した物件**  
補導に際し、その場において少年が物件を任意に廃棄したときに記載する。

品名	数量	品名	数量
立会者			
※警察職員以外の立会者がいる場合は、左欄に記入押印			
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
氏名	印	氏名	印

**③上記以外の措置を講じた物件**  
補導に際し、①及び②以外の措置を講じたときに作成する。

品名	数量	品名	数量
措置の内容		措置者	
		※警察職員が記入押印所属	
		階級	
		氏名	
		印	

【作成要領】

※ 数字及び○は赤で、文字は黒で記載すること。

項目	記載要領
作成番号	システムで自動付与される月別番号を少年係が記入する。
索引	保管上必要のある場合は便宜の索引番号を記入する。
作成所属	少年補導票を作成した警察職員の所属名を記載する。
保管署	少年の住居地を管轄する所属名を記載する。 県外居住の少年については都道府県名も記載する。
★少年に関する項目	
★氏名	少年の本名を記載し、フリガナを記載する。
★生年月日	少年の生年月日を和暦で記入する。数字が一桁の場合、01等と記入する。(以下、同じ) 例:平成6年1月23日生→06年01月23日
★性別	該当するコード番号を[ ]に記入する。
★年齢	補導時における少年の満年齢を記入する。
★住所	少年の住居地について、住所表示で記載する。マンション、アパートの場合は、その名称及び号室まで記載する。
★少年の携帯	少年の携帯電話番号を記載する。電話がない又は不明の場合は空欄とする。
★学校または勤務先	少年が在学する学校又は勤務先の名称をできる限り詳しく記載する。
★学年・組	少年が児童・生徒・学生の場合、学年・組を記載する。
★電話	学校又は勤務先の電話番号を記載する。要領は少年の電話の欄に同じ。
☆保護者に関する項目※保護者とは少年を現に監護している者をいう。	
☆氏名	保護者の本名を氏と名の間を一字分あけて記載する。
☆年齢	保護者の補導時の満年齢を記載する。
☆住所	保護者の住居地について、「少年の住所」欄の要領に準じて記載する。ただし「少年と同居」等と省略した記載をしてもよい。
☆電話	自宅電話番号を記載する。要領は少年の欄に同じ。
☆職業	保護者の職業種別を記載する。
☆続柄	少年からみた続柄を記載する。
☆学職別	[ ]に右欄の該当する学職のコードを記入する。
☆行為種別	[ ]に右欄の該当する行為のコードを記入する。 複数の行為がある場合は、主たる行為の他、従たる行為を3種類まで記入できる。
☆行為場所	[ ]に右欄から該当する行為場所のコードを記入する。
☆発見日時	少年の発見日時を[ ]に記入する。要領は「少年の生年月日」欄に同じ。
☆発見場所	少年の発見場所を記載する。要領は「少年の住所」に同じ。
◆グループ関係に関する項目	
◆人員	不良行為で同時補導した少年の人数の区分を○で囲む。
◆同時補導少年	同時に補導した少年の氏名を記載する。多数で欄が不足する場合は、「連絡上の参考事項」欄に記載する。
◆グループ加入	右欄の該当する区分を○で囲む。グループの定義については「少年補導票作成要領」を参照すること。
連絡上の参考事項	補導時の少年の行為内容、態度、同行者等を記入する。
作成年月日	少年補導票を作成した年月日を記入する。
作成者	少年を発見した警察職員が作成者となり、係又は交番若しくは駐在所名、階級(警察官以外の職員は職名)、氏名、警電番号を記載し、押印する。
連絡区分	発見者が該当するものを○で囲む。
審査欄	連絡要否判断者が要否について○で囲む。
連絡月日	保護者等に連絡をした月日時について記入する。分までは不要とする。
被連絡者	連絡を受けた保護者等について氏名を記載し( )に続柄を記載する。
連絡状況	連絡した者が、被連絡者の対応状況を記載する。保護者の携帯電話番号が判明している場合は番号を記載する。
連絡者	連絡した者の氏名を記載し押印する。
連絡要否判断者	連絡の要否を判断した者の氏名を記載し押印する。

【保護者等への連絡の要否の概ねの判断基準】

行為種別	飲酒	喫煙	薬物乱用	粗暴行為	刃物等所持	金品不正要求	金品持ち出し	性的いたづら	暴走行為	家出	無断外泊	深夜はいかい	怠学	不健全性的行為	不良交友	不健全娯楽	その他(火遊び)	※保護者に引き渡すべき物品がある場合又は保護者から補導を依頼されている場合はすべて連絡するものとする。
区分																		
20歳未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18歳未満	○	○																

※ 連絡対象年齢「18歳未満」の行為については、18歳の高校生(その年度内に18歳になったもの)は連絡対象とする。